

堺市監査委員公表第 37 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信	貴	良
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

市長公室

(秘書部、広報戦略部、政策企画部、東京事務所)

第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 広報戦略部 広報課

(1) 広報さかいの制作について

施策やイベントなどの市政に関する情報を、市民の方々に届けるために、毎月広報紙を作成している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 広報戦略部 市政情報課

(1) 物品売払収入(冊子等売払収入)について

堺市市政情報センター等規則に基づき、市政情報センターにおける有償刊行物の販売代金及び資料の複写に係る料金を収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 局共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 契約書の作成

委託業務において、起案事務の手引きによると、著作権が発生する業務の場合は、契約書を使用し、著作権関連の条文を追加する必要があるとされている。また、このことは調達課作成の「業務委託起案書チェックシート」にも記載されている。

しかし、堺市公式インスタグラム動画作成及び広告配信業務において、著作権に関する条文の記載がない請書を使用していた。

なお、仕様書には著作権の帰属等に関する内容は記載されていたものの、本来契約書を使用して追加すべき著作権関連の条文の内容が網羅されているものではなかった。

（広報戦略部 広報戦略推進課）

イ [仕様書の記載内容について（意見）]

堺市ホームページシステムバックアップデータ遠隔地保管業務において、仕様書で年間計 51 回 HDD 等の磁気データを集配・遠隔地保管することとしている。その中で、第 2 回以降の集配は「前週の週次データを集配場所に返却し、当該集配日における週次データを遠隔地で保管すること」としているが、最終回の集配に関しては「前週の週次データを集配場所に返却すること」と記載しており、週次データを遠隔地で保管することは記載されていない。

本業務の目的は、バックアップデータを遠隔地に保管することで、地震・火災等の災害によるデータ喪失を防ぐことである。所管課によると、これまでの業務の実態としては、受注者と協議を行ったうえ、最終回の集配時にもバックアップデータを遠隔地で保管してきたとのことであったが、仕様書の業務内容で履行した場合、現年度の最終集配日から翌年度の初回集配日までの間、一時的にバックアップデータが遠隔地に保管できていない期間が発生し、業務目的を達成できない状態となる。

そのため、データ喪失リスク回避の観点から、当該業務で必要な内容を明確にするとともに、仕様書の見直しを検討されたい。

(広報戦略部 広報課)

(3) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 負担金について

負担金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。